

群馬大学医学部附属病院特定行為実践管理小委員会内規

令和 4. 2. 1 制定

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に，群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修センター内規第11条の規定に基づき，特定看護師が本院で実施する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第37条の2第2項第1号の規定に基づく特定行為（以下「特定行為」という。）に関して，安全性の確認及び評価等に関する事項を検討するため，群馬大学医学部附属病院特定行為実践管理小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 小委員会は，次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 特定行為に使用する手順書の審査及び妥当性の検討に関すること。
- (2) 特定行為の医療安全に関すること。
- (3) 特定行為の説明同意に関すること。
- (4) 特定行為実施後の検証・評価に関すること。
- (5) 特定看護師の活動範囲や裁量権に関すること。
- (6) 特定看護師の指導体制に関すること。
- (7) その他特定行為及び特定看護師の取扱いに関すること。

(組 織)

第3条 小委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護部長
- (2) 副看護部長（教育担当）
- (3) 医療の質・安全管理部から選出された者 1名
- (4) 総務課から選出された者 1名
- (5) 医事課から選出された者 1名
- (6) その他小委員会が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号までの委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き，第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は小委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が，その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は，委員が出席できないときは，その代理者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(他の指定研修機関での研修修了者の取扱い)

第7条 本院以外の指定研修機関で法第37条の2第2項第4号の規定に基づく特定行為研修を修了した者に本院で特定行為を実施させる場合は、特定看護師として、本院の特定看護師の業務手順により取り扱うものとする。

(事務)

第8条 小委員会の事務は、看護師の特定行為研修センター及び総務課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、令和4年2月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に選出される第3条第1項第3号から第6号までの委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。